

受 総 第 265 号
平成26年10月 7日

琴浦町監査委員 松 田 道 昭 様
同 井 木 裕 様

琴浦町長 山 下 一 郎



平成25年度決算審査意見書における指摘事項について

平成26年9月2日付け発監第39号で提出を受けました決算審査意見書にて指摘のありました事項につきまして、別紙のとおり対応を検討していますので通知いたします。

なお、対応方針の中でご確認したい点等ございましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

担当 総務課行政・行革係 住吉 内線 120

平成25年度琴浦町歳入歳出決算審査意見書における指摘事項について

番号	指摘事項	指摘項目の要旨	担当部署	回答（対応）方針
1	補助金の交付と効果の判断	補助金の成果や有効性が検証されないまま、継続されている。 補助金の効果が評価できる「実績報告書」となるよう改善を求める。	総務課	補助事業完了後に提出される書類（実績報告書）を審査する際に、現在は特に審査様式が定められていない。今後は効果評価書（仮名称）を定め、補助金の成果、有効性の検証結果が記録保存できるように規則改正を行う。補助金等交付規則第17条（補助金等の額の確定）
2	補助金の交付と効果の判断	個人が行う事業に対する貸付に対する利子補給は、効果が薄く廃止すべきである。	総務課	個人に対しての利子補給事業実施については、単町事業での実施は抑制していかなくてはならない。ただし、国、県が行う事業（農業・商工振興など）や、突発的事項による時限的措置については実施も検討しなければならない。
3	補助金の交付と効果の判断	財産区の補助金のうち不特定多数が利用する一般経費に類するものに対して、際限なく支出することの歯止めが必要であり、検討を求める。	総務課	決算審査の意見を踏まえ、財産区が交付する補助金のあり方について、各財産区管理会にて検討を行う。
4	公共施設の総合的調査と管理方針の策定	施設の整備年度、構造、管理状況等の一元把握が必要であり、それらに基づいた「改修計画」、「長寿命化計画」、「統廃合集約計画」に着手すべきである。	総務課	公共施設の長期管理方針（統合・廃止・継続など）を定めた「公共施設等総合管理計画」を平成27年度中に完成させる予定であり、今年度のオータムレビューから策定に係る協議を実施予定。
5	談合防止のための入札制度の改革	落札率が90%台後半の件数が55.3%におよび「高止まり」となっている点、再入札となった場合の入札において「落札業者の1位不動」となっている点は、談合の存在を示唆するものである。 (1) 公平性、透明性、競争性の確保 (2) 社会資本への品質確保への十分な留意、 (3) 優れた経営、技術力を有し、地域に貢献できる建設業者の育成 (4) 社会的貢献などを理念にした「入札制度改革」を求める。	企画情報課	現在主に行われている指名競争入札から、制限付一般競争入札及び限定公募型指名競争入札を導入するとともに、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の活用を行う。

入札制度の改革について

落札率を算出する際に使用する予定価格とは、実際の取引事例をもとに設定した標準的な価格の材料費や労務費を用いて、標準的な施工を実施した場合の標準的な価格のことであり、不当に高額な価格で契約されていることを防止する機能を有している。

近年は、積算の基準となる価格などは国や県において公表されており、企業側も高い精度で積算が可能となっていることが、落札率が高い要因のひとつであると考えられる。

落札率の高止まりへの批判は、「安ければ安いほど工事費が節約できる」という考えをベースにしているが、標準的な工法に基づき、実績単価を積み上げて積算された予定価格を大きく下回る価格での落札は、手抜き施工や下請けへのしわ寄せ、作業員の労働条件の悪化、労働保険や社会保険などの未加入といった品質確保や安全対策にも影響が出る。

行政には、「最小の経費で最大の効果」を挙げることが求められているが、設計段階（予定価格段階）でムダを省きコストを縮減すること、また入札に競争性を確保することである。談合においては話し合いによる競争制限が問題であり、高い落札率とは直接関係がないと考える。

ご指摘にあるように、現在通常行っている指名競争入札においては、入札参加者が限られ、談合が行われやすい状況であることは否めないと考えられるため、より一層の競争性確保の観点から、限定公募型指名競争入札や制限付一般競争入札の導入、更に、企業の経営努力を促す観点から、工事成績や地域貢献など価格以外の要素と入札価格により落札者を決定する総合評価落札方式の実施などにより、適正な入札及び契約が行われるよう改革を行っていく予定としている。